

【年金だより】 社会保険庁からお知らせがあります

平成8年12月以前に
旧姓で年金に加入していた方は、
以前の記録が統合されていないことがあります。

結婚で姓が
変わった人は
要注意よ。

平成20年2月と3月は
「旧姓履歴の申出集中キャンペーン期間」です。

<500万件が旧姓の方!!>
○結婚等により氏名を変更されている方々の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」のうち500万件を超えることが見込まれています。

<ご協力をお願いします>
○これらの年金記録は、国民の方々一人一人に旧姓の申出をいただくことにより、皆様の記録に速やかに結びつけることができます。ご協力を何卒よろしくお願いたします。

(例) A子さん(67歳)が結婚前の厚生年金1年分を統合した場合

※ 一つの例であり、実際には様々なケースがあります。

※ 平成9年1月以降にはじめて年金に加入された方は、基礎年金番号制度の導入により、年金記録が一元的に管理されておりますので、ご安心ください。

社会保険庁・社会保険事務局・社会保険事務所

まずは、ご自身の加入記録をご確認ください

※社会保険庁では平成20年4月から10月までの間に、すべての年金受給者・現役加入者の方々に「ねんきん特別便」お送りし、改めて記録の確認をお願いすることとしています。

1 記録の確認方法

◎電話でのお問い合わせ

・新潟西社会保険事務所

☎025-225-3001

[受付時間] 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

・「ねんきん特別便専用ダイヤル」

☎0570-058-555

[受付時間] 月～金曜日

午前9時～午後8時

・もしくは下記のねんきんダイヤルへお問い合わせください。

◎インターネットで確認

・現役加入者の方は、社会保険庁ホームページからユーザIDとパスワードを取得していただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録を確認できます。(手続きには約2週間必要です)

2 記録がもれている場合は、社会保険事務所へ申し出ていただきます。

3 社会保険事務所では記録の調査および統合を行い、結果をご本人に郵送でお知らせします。

※社会保険庁で確認できない共済組合等の記録は、加入された各共済組合等へお問い合わせください。



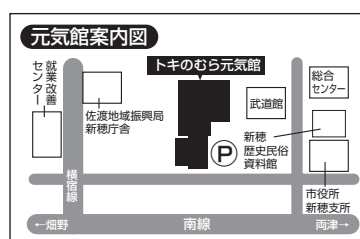
平成20年度(平成20年4月～平成21年3月)の国民年金保険料 月額14,410円(年間納付額172,920円)

口座振替にされていない方には、4月上旬に郵送で社会保険庁から納付書が送付されます。毎月の保険料は翌月の末日が納付期限となっています。

定例社会保険事務相談所(年金相談等)

場所 トキのむら元気館
(新穂瓜生屋362番地1)

4月16日(水) 受付 午後1時30分～3時30分
4月17日(木) 受付 午前9時～11時



お問い合わせ

新潟西社会保険事務所

☎025-225-3001

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

市役所 市民課(国保年金係)

☎63-5112

各支所市民課(国民年金担当係)

